



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア
代表者名 代表取締役社長 上山 富彦
(コード番号 2687 東証1部)
問合せ先 執行役員管理本部長 鱒 渕 晃
(TEL : 043 - 296 - 6621)

単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、平成28年5月27日開催予定の第36期定時株主総会（以下「本総会」という）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単元の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株数を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、単元株式数の統一が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることからこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 9 月 1 日

(4) 変更の条件

本総会において、単元株式数の変更、株式併合に関する議案及び発行可能株式総数の変更などに係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記 1. のとおり、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（1 株単元株式数あたりの金額）の水準（5 万円以上 50 万円未満）及び中期的な株価変動なども勘案し、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

なお、上記 1. の単元株式数の変更及び本株式併合による当社株式の投資単位は、実質的には変更はございません。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 当社普通株式
- ② 併合の比率 平成 28 年 9 月 1 日をもって、平成 28 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 28 年 2 月 29 日現在)	50,640,000 株
今回の併合により減少する株式数	45,576,000 株
株式併合後の発行済株式総数	5,064,000 株

(注)「今回の併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値となります。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 2 月 29 日現在の株主構成の割合

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	3,089 名 (100.0%)	50,640,000 株(100.00%)
10 株未満	377 名 (12.2%)	696 株(0.001%)
10 株以上	2,712 名 (87.8%)	50,639,304 株(99.999%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

本総会において、単元株式数の変更、株式併合に関する議案及び発行可能株式総数の変更などに係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 変更の理由

上記 2. の通り、当社普通株式を 10 株につき 1 株の割合で併合するにあたり、発行可能株式総数の適正化を図るとともに、機動的な資本政策の実施を考慮し、発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 28 年 9 月 1 日より、発行可能株式総数を 90,000,000 株から 12,000,000 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本総会において、単元株式数の変更、株式併合に関する議案及び発行可能株式総数の変更などに係る定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(※) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000,000 株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000,000 株</u> とする。
第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 7 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	附則 <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第 2 条 第 6 条、第 7 条の変更は、平成 28 年 5 月 27 日開催の第 36 期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である、平成 28 年 9 月 1 日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則第 2 条は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

4. 日程

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 28 年 4 月 28 日 |
| (2) 定時株主総会開催日 | 平成 28 年 5 月 27 日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成 28 年 9 月 1 日 (予定) |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 28 年 9 月 1 日 (予定) |
| (5) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 28 年 9 月 1 日 (予定) |
| (6) 株主様宛株式併合割当通知の発送 | 平成 28 年 9 月 下旬 (予定) |
| (7) 端数株式の処分代金の支払い開始 | 平成 28 年 10 月中旬 (予定) |

※ 上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は平成 28 年 9 月 1 日ですが、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 28 年 8 月 29 日となります。

以上

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

単元株式数とは、株主の議決権の単位及び証券取引所で売買単位として用いられる株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するものです。

Q 2. 株式併合とはどのような意味ですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式とするものです。今回、当社では、10株を1株に併合するものです。

Q 3. 単元株式数の変更及び株式併合を実施する目的は何ですか。

全国の証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目標としております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することと併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、10株を1株に変更する株式併合を実施するものです。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年8月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	500株	5個	なし
例②	2,687株	2個	268株	2個	0.7株
例③	687株	なし	68株	なし	0.7株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満（上記④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えませんか。

株式併合によって、その前後で当社の資産や資本が変わるわけではありませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数が10分の1となるものの、1株あたりの資産価値が10倍となるため、株式市場の動向など他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

Q 6. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減少しませんか。

株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生前後については、併合割合（10株を1株に併合）を勘案したうえで1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

なお、上記に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 4の例②、③、④のような場合）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または、下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂 7-10-11

Tel : 0120-232-711 (受付時間 土・日・祝祭日を除く 9:00~17:00)

以上